

「思想問う質問 違憲」

裁判員の選び方
おかしくない?

死刑判決も出すつもりがあるか、警察官を信用しているか。再来年、始まる裁判員制度の裁判員選び。裁判員候補にされた市民は、裁判長の面接でプライバシーに立ち入った質問をされることもある。こうした質問、「公平な裁判」実現のためには、やむを得ないのか。憲法が保障する「思想信条の自由」に抵触しないのか。

「警察を信用」 判断材料に

「やりたくなくて」

「死刑に反対」も

警察を信用しているかや死刑制度への思いを聞くことが、本場に「公正な裁判」に資するの。

大東文化法科大学院の井口秀作教授(憲法学)は「選任されたくないか」「警察を信用できるかどうか」という漠然とした質問に「はい、ノーで回答できる人は少ない。信用できると言っても信用できないと言った人ばかりが選ばれ(裁判が)公正でなくなる可能性が出てくる」と懸念する。

井口氏は裁判員制度そのものに疑問を投げかけ、回答理由も個人的な体感による刑事裁判に、それほど不満を持っていない。今、死刑をめぐる質問については「死刑制度があるのは前提であり、あらためて聞くのはおかしい。裁判員一人を決めるわけではなく、反対者も賛成者も合議で議論してまとめるのがプロセス。この質問は、憲法上の思想信条に抵触する」と指摘する。

「忌避理由が示されないで、質問は選任に直結しない」ということが、質問する側、選任にかかわっていることは明らか」とも。

裁判員候補は、衆院選の選挙人名簿から無作為に選ばれ、通知と調査票が届く。候補者は裁判員になれない理由や辞退できる理由(警察官や自衛官である、七十歳以上であるなど)の有無を回答。続いて「呼び出し状」が届く。辞退希望者が理由を書く質問票も。こうして、辞退が認められた人以外が裁判所に集められ、絞り込みが行われる。その「絞り込み」だが、最高裁の諮問委員会が先月二十三日、最高裁に答申した「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の制定に関する要綱案」(裁判員制度規則案)で、候補者から裁判員を選ぶ際の具体的な質問案が示された。

要綱案の付属資料によると、候補者は①被告や被害者との知り合いか②自分や家族が同様の事件に遭ったことがあるか③事件のことを報道で知っているか、などを画面で質問される。

「死刑の適用が問題となる事件」では、裁判長が「起訴されている××罪について法律は『死刑又は無期若しくは×年以上の懲役に処する』と定めている」と説明し「今回の事件で有罪とされた場合、この法律で定まっている刑を前提に量刑を判断できるか」と質問。「はい」と答えれば、それ以上質問しないが、そうでない場合は「証拠などのような事実が明らかになったとしても、絶対に死刑を選択しないと決めているか」と問われる。

「公平裁判」好みの人!!



裁判員制度の形式で行われた模擬裁判＝30日、東京地裁で

と問われる。裁判員制度では、弁護人と検察官が、それぞれ四人まで裁判員から外すこと(忌避)ができ、忌避理由が明かされない。それだけに「公平な裁判」を建前に、警察や死刑判決に関する個人の思想信条(人権、社会)が「候補者が警察の捜査も密室で行う(二重)に使用されるから行き過ぎがある」との声も。

二十五日の衆院法務委員会でも、こんなやりとりが注目された。鹿児島県警が「踏み字」などの強引な取り調べを行い、被告全員に無罪判決が出た「志布志事件」を引合いに、保坂展人議員(社民)が「候補者が警察の捜査も密室で行う(二重)に使用されるから行き過ぎがある」との声を上げた。保坂氏は「公平な裁判」として、回答しただけで忌避するかどうか、法務省は「個々の検察官判断」と明言を避けた。

「警察の捜査は信用できない」とか、私は死刑までは踏み込めないと答えた人が忌避されると、本当に国民全体の意見をまんべんなく汲み上げた制度になるのか」と保坂氏。三十日の同会でも「公平な裁判」というのは、警察を信用している人も疑っている人も含め、くじで選ぶということじゃないか」と指摘した。

裁判官は、憲法七六条で「良心に従い独立して職権を行い、憲法と法律にのみ拘束される」からプライバシーなど問われない。なのに、裁判員候補は思想調査される。裁判官より格下という意味ですか? エリートの皆さん、あまり国民をなめるものではない。裁判官と同等に扱うのが最低限の礼儀というものだ。(隆)

デスクメモ



井口秀作氏
高山俊吉氏

切る。

「最高裁は『質問で判明した個人情報』(にも)開示しない秘匿情報だ」ということは言っていない。裁判員になった人々の膨大な個人情報公開しない手代で排除したがるのは、実は「世論調査結果に自信がないからではないか」と推測した。

前出の保坂氏は「法務省は『死刑制度に反対という理由でも、裁判員を辞退して構いませんよ』という命令をつくる考えでいる。死刑判決を出したくない人には、裁判員になってもいいたくない、という考え方が明白だ」と話す。

井口氏が指摘する。「裁判員制度は、そもそも、いろいろな意見の人が合議するシステムであり、どのような立場でも証拠や証言を基に客観的に判断をしてもらうよう、説明やお願いするのが筋だ。『三つ質問の双方が、裁判員候補になった市民を思想信条で忌避しあう』ことになる。いろいろな考え方の市民の感覚を取り入れて話し合うという裁判員制度ではなかつたのか」と指摘する。

個人情報 守れるのか



「公平な裁判」が問われている。写真は最高裁＝東京都千代田区で



保坂展人氏



山花郁夫氏

超党派の国会議員グループ「死刑廃止を推進する議員連盟」(亀井静香会長)側は、どう見ているのだろうか。

同議連の山花郁夫・前事務局長(前衆院議員)は「これでは、検察側、弁護側の双方が、裁判員候補になった市民を思想信条で忌避しあうことになる。いろいろな考え方の市民の感覚を取り入れて話し合うという裁判員制度ではなかつたのか」と指摘する。